

## 最低制限価格を算定する際の端数の取扱いについて

1. 最低制限価格は以下のように算出します。

(1) 次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①から④の額を合計します。

業種区分	①	②	③	④
工事請負	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費等 ×0.55
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×0.48	—
建築設計・監理	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 ×0.6	諸経費の額 ×0.6
建築設備設計・監理				
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×0.9	一般管理費等の額 ×0.48
補償コンサルタント				一般管理費等の額 ×0.45
地質調査	直接調査費の額	間接調査費 ×0.9	解析等調査業務費 ×0.8	諸経費の額 ×0.45

※①～④の各々の額を求める際には小数点以下の端数処理は行わず、①～④の額を合計した後に少数点以下の端数を切り捨てます。

(2) 入札者の平均入札額（予定価格を超過した入札及び予定価格の70%未満の入札等を含まない。入札の平均±標準偏差の範囲内の入札を算入。）を求めます。

※標準偏差については小数点以下の端数処理は行わず、「平均（小数点以下の端数処理を行わない。）－標準偏差」を求める際に小数点以下の端数を切り上げ、「平均（小数点以下の端数処理を行わない。）＋標準偏差」を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらに「平均±標準偏差の範囲内の平均入札額」を求める際に小数点以下の端数を切り捨てます。

(3) (1) 又は (2) の額のうちいずれか低い額が最低制限価格となりますが、次のような場合があります。

① (1) 又は (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.9を超えるとき。

⇒ 予定価格×0.9が最低制限価格となります。

※このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。

② (1) 又は (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.7に満たないとき。

⇒ 予定価格×0.7が最低制限価格となります。

※このとき、小数点以下の端数は切り上げます。